

措置の通知書

青市監報告第 255 号関係分

福祉部

指摘事項	措置状況
<p>【福祉政策課】</p> <p>□ 児童遊園等として使用している土地について、使用許可手続がとられていないものがある。</p> <p><青森市財務規則第 197 条></p>	<p>□ 今回指摘のあった土地については、市長部局又は教育委員会事務局が所管している土地でありましたが、当課と土地所管課において、過去に使用許可手続がとられているか調査したところ、いずれもその事実が確認できなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて当該土地所管課と協議を行い、下記のとおり使用許可手続を行ったところです。</p> <p>今後は同様の手続漏れがないよう、適正な事務処理に努めます。</p> <p>・桜川ちびっこ広場 土地所管課：教育委員会事務局総務課 許可日：令和 5 年 3 月 23 日 期 間：令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日</p> <p>・青森市立清水児童遊園、青森市立細越児童遊園 土地所管課：教育委員会事務局 中央市民センター 許可日：令和 5 年 3 月 27 日 期 間：令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日</p> <p>・合浦ちびっこ広場 土地所管課：都市整備部公園河川課</p>

<p>□ 金券等受払簿が青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていないものが散見される。 ＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p> <p>【生活福祉一課】</p> <p>□ 委託契約について、契約者の決定の翌日から起算して 5 日以内に契約の締結がされていない。 ＜青森市財務規則第 127 条第 1 項＞</p>	<p>許可日：令和 5 年 6 月 29 日 期 間：令和 5 年 7 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 31 日</p> <p>□ 金券受払簿について、購入した切手の受払日を購入日ではなく払出日の日付で決裁を受けていたものと、購入した 140 円切手について、金券受払簿には 120 円切手と誤って記載し、受入・払出の決裁をしていたものがありました。 切手の購入時や毎月の使用状況及び残数確認が不十分であったことから生じた事案であるため、毎月末に、複数人で必ず金券と照らし合わせた上で、使用状況及び残数確認を行うこととしました。</p> <p>□ 担当者が契約者決定の翌日から 5 日以内に契約締結することの認識はあったものの、土日祝日を含まない開庁日で 5 日以内に締結するものと誤認しており、その後の決裁においても十分なチェックが図られていなかったものです。 今後は同様の事案が発生しないよう、今回の問題点を課内全員に周知し、改めて契約事務マニュアルを配付し周知を図るとともに、契約事務については、担当チームのみならず、総務管理チーム職員の確認も受けることとし、複数職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとしました。</p>
--	---

措置の通知書

青市監報告第 255 号関係分

保健部

指摘事項	措置状況
<p>【健康づくり推進課】</p> <p>□ 金券等受払簿について、納品されたタクシーチケットの受け入れ数が記載されていない。 ＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p> <p>【あおもり親子はぐくみプラザ】</p> <p>□ 金券等受払簿について、購入切手枚数と受入枚数が合致していない。また、切手払出日が日付順になっていない。 ＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞</p>	<p>□ タクシーチケット納品時に、金券受払簿に受入数を記載せずに保管していたものです。 今後は、注文時においても、T L・課長の口頭による了承を得てから購入し、納品後は速やかに記載を確認することとしました。</p> <p>□ 切手受入の際には、購入した本人とT Lのほかに、必ず総務管理Tの職員の確認を経ることとし、チェック体制を強化しました。 また、金券等受払簿の記載については、事業予算毎に切手の枚数を管理するために、受払の「補助簿」に記載したのちに、更に金券等受払簿に転記していたものですが、その際にミスが生じたため、今後は受払簿を事業毎に作成し、管理することとしました。</p>